

久喜市教育委員会令和6年8月定例会

開催月日 令和6年8月23日（金曜日）

開催場所 鷲宮行政センター4階 404・405会議室

開会時刻 午後1時30分

閉会時刻 午後3時33分

久喜市教育委員会令和6年8月定例会議事日程

第 1 署名委員の指名

書記の指名

会議時間の決定

第 2 前回会議録の承認

第 3 議事

議案第36号 令和7年度から令和10年度使用久喜市立中学校教科用図書
【継続審議】 択について

議案第43号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱
の一部を改正する告示について

議案第44号 久喜市公共施設個別施設計画（学校施設編）の改訂について

議案第45号 久喜市いじめの防止等のための基本的な方針の改訂について

議案第46号 久喜市生涯学習推進会議委員の委嘱又は任命について

第 4 教育長報告

ア 令和6年度久喜市一般会計補正予算（第5号）（案）に係る意見聴取について

イ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について

ウ 久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱について

エ 久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申について

〔追加項目〕

オ 使用許諾契約の締結について（統合型校務ネットワークライセンス）

第 5 その他

次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、教育長報告、教育長追加報告

会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、審議・検討等情報のため）

教育委員

出席委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 野 川 和 男
参事兼指導課長 飯 野 純 子
参事兼文化振興課長 齋 藤 英 行
教育総務課長 白 石 雄 一
学校施設課長 甲 田 栄 二
学校給食課長 小 林 喜 則
生涯学習課長 小 林 幸 司
公民館事業推進室長 富 澤 均 仁

教育総務課

指導主事 恩 田 拓
係長 相 園 浩 一
担当主査 関 口 慎 吾

説明のための招致者

久喜市教科用図書選定委員会委員長 内 山 真 二
久喜市教科用図書選定委員会副委員長 松 村 薫

傍聴者 9人

午後1時30分

◎開会の宣言

- 教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。小・中学校等の夏季休業日も残り僅かとなり、本市では8月28日水曜日から2学期が始まります。今年の夏も体温を超えるような危険な暑さが連日続き、40度を超えるという報道も珍しくない時代になりました。このような猛暑の中迎える新学期につきましては、熱中症対策にも十分な配慮をしていただくよう、過日の校長会でも指示をいたしました。

また、今年は台風や豪雨災害の発生が多いとの予測もございますので、万一に備えての防災対策、それに関連する防災教育についてもお願いしたところでございます。

それでは、早速であります、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和6年8月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初5件、教育長報告4件を予定しておりましたが、教育長報告1件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思っております、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、教育長報告オ、使用許諾契約の締結について（統合型校務ネットワークライセンス）を本日の日程に追加し、ご報告をさせていただきたいと存じます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りいたします。

議案第46号及び教育長報告イからエにつきましては、人事案件でありますことから、教育長報告ア及びオにつきましては審議・検討等情報でありますことから、会議を公開しないこととさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号及び教育長報告アからオにつきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

- 教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員にお願いをいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、関口担当主査にお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第2、前回会議録の承認を求めます。

令和6年7月22日に開催いたしました令和6年7月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員各位のお手元に配付したとおりでございます。

お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第3、議事に入ります。

初めに、7月定例会で継続審議となっておりました議案第36号を議題といたします。

本日も、前回に引き続き久喜市教科用図書選定委員会委員2名の方にお越しをいただいておりますので、入室を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、選定委員会委員2名の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時33分 休 憩

午後1時33分 再 開

- 教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第36号【継続審議】

- 教育長（柿沼光夫） それでは、議案書の1ページを御覧ください。議案第36号について、改めて提案理由の説明を求めます。

教育部長。

- 教育部長（野原隆） 議案第36号 令和7年度から令和10年度使用久喜市立中学校教科用図書の採択についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

令和7年度から令和10年度まで久喜市立中学校で使用する教科用図書について、別紙の候補一覧からの採択を求めるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 教育長（柿沼光夫）** 採択を行う前に、改めて委員の皆様よりご質問をお受けしたいと思います。

議案第36号について、質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

議案第36号につきましては、本日採決をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

それでは、議案第36号について採決をいたします。

本議案の採決に当たりましては、委員の皆様と私の5人の投票により、採択する教科用図書を決定したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

それでは、投票方法等について事務局より説明をお願いいたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一）** 投票方法等について説明させていただきます。

初めに、投票の手順について説明いたします。投票は、投票用紙の交付、投票用紙への記入、投票箱への投票、開票作業、投票結果の発表を1教科ごとに行います。投票は、1人1票で、無記名投票となります。投票用紙の交付を受けましたら、投票用紙に発行者名称を記入していただきます。なお、特別支援の教科につきましては、それぞれ1社のみですので、採択の場合は丸、不採択の場合はバツを記入していただきます。

続いて、開票について説明いたします。開票を行い、最も多く票数を得た発行者の教科用図書が採択となります。なお、同数となった場合につきましては、次のように取り扱うものとします。全て1票ずつとなった場合、教育長が再度投票し、決定するものとします。2社が2票ずつで同数となった場合については、当該2社を対象に再度5人が投票し、最も多く票数を得た発行者の教科用図書に決定するものとします。

説明は以上でございます。

- 教育長（柿沼光夫）** 事務局より投票方法等について説明がありました。教科用図書の決定に当たりましては、このような手順で実施させていただきたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** 異議なしと認めます。

それでは、投票に入ります。

進行につきましては、事務局にお願いしたいと存じます。

よろしくお願ひいたします。

○教育総務課長（白石雄一） それでは、ただいまから投票を実施いたします。

投票前に、投票箱の中の確認をお願いいたします。

〔投票箱の確認〕

○教育総務課長（白石雄一） それでは、初めに国語（国語）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

○教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

〔投票用紙への記入〕

○教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

○教育総務課長（白石雄一） ただいまから国語（国語）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

○教育総務課長（白石雄一） 国語（国語）の投票結果を発表いたします。

柿沼教育長、お願いします。

○教育長（柿沼光夫） 国語（国語）の投票結果を発表いたします。

発行者番号 38 番、光村図書出版、5 票。

投票結果は以上でございます。

よって、国語（国語）につきましては、発行者番号 38 番、発行者名称「光村図書出版」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（白石雄一） 続きまして、国語（書写）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

○教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

〔投票用紙への記入〕

○教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

〔投票箱への投票〕

○教育総務課長（白石雄一） ただいまから国語（書写）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

○教育総務課長（白石雄一） 国語（書写）の投票結果を発表いたします。

柿沼教育長、お願いします。

○教育長（柿沼光夫） 国語（書写）の投票結果を発表いたします。

発行者番号 38 番、光村図書出版、5 票。

投票結果は以上でございます。

よって、国語（書写）につきましては、発行者番号 38 番、発行者名称「光村図書出版」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） 続いて、社会（地理的分野）の投票を行います。
投票用紙の交付をお願いします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称をご記入ください。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いいたします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（白石雄一） ただいまから社会（地理的分野）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（白石雄一） 社会（地理的分野）の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

- 教育長（柿沼光夫） 社会（地理的分野）の投票結果を発表いたします。

発行者番号 2 番、東京書籍、5 票。

投票結果は以上でございます。

よって、社会（地理的分野）につきましては、発行者番号 2 番、発行者名称「東京書籍」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） 続きまして、社会（歴史的分野）の投票を行います。
投票用紙の交付をお願いします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（白石雄一） ただいまから社会（歴史的分野）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（白石雄一） 社会（歴史的分野）の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

- 教育長（柿沼光夫） 社会（歴史的分野）の投票結果を発表いたします。

発行者番号 2 番、東京書籍、5 票。

投票結果は以上でございます。

よって、社会（歴史的分野）につきましては、発行者番号 2 番、発行者名称「東京書籍」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） 続きまして、社会（公民的分野）の投票を行います。
投票用紙を交付いたします。

[投票用紙の交付]

○教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

[投票用紙への記入]

○教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

[投票箱への投票]

○教育総務課長（白石雄一） ただいまから社会（公民的分野）の開票作業を行います。

[開票作業]

○教育総務課長（白石雄一） 社会（公民的分野）の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

○教育長（柿沼光夫） 社会（公民的分野）の結果を発表いたします。

発行者番号2番、東京書籍、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、社会（公民的分野）につきましては、発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（白石雄一） 続きまして、社会（地図）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

[投票用紙の交付]

○教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

[投票用紙への記入]

○教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

[投票箱への投票]

○教育総務課長（白石雄一） ただいまから社会（地図）の開票作業を行います。

[開票作業]

○教育総務課長（白石雄一） 社会（地図）の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

○教育長（柿沼光夫） 社会（地図）の投票結果を発表いたします。

発行者番号46番、帝国書院、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、社会（地図）につきましては、発行者番号46番、発行者名称「帝国書院」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（白石雄一） 続きまして、数学の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

[投票用紙の交付]

○教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

[投票用紙への記入]

○教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

[投票箱への投票]

○教育総務課長（白石雄一） ただいまから数学の開票作業を行います。

[開票作業]

○教育総務課長（白石雄一） 数学の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

○教育長（柿沼光夫） 数学の投票結果を発表いたします。

発行者番号2番、東京書籍、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、数学につきましては、発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（白石雄一） 続いて、理科の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

[投票用紙の交付]

○教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

[投票用紙への記入]

○教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

[投票箱への投票]

○教育総務課長（白石雄一） ただいまから理科の開票作業を行います。

[開票作業]

○教育総務課長（白石雄一） 理科の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

○教育長（柿沼光夫） 理科の投票結果を発表いたします。

発行者番号61番、新興出版社啓林館、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、理科につきましては、発行者番号61番、発行者名称「新興出版社啓林館」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（白石雄一） 続きまして、音楽（一般）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

[投票用紙の交付]

○教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

[投票用紙への記入]

○教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

[投票箱への投票]

○教育総務課長（白石雄一） ただいまから音楽（一般）の開票作業を行います。

[開票作業]

○教育総務課長（白石雄一） 音楽（一般）の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

- 教育長（柿沼光夫） 音楽（一般）の投票結果を発表いたします。

発行者番号 27 番、教育芸術社、5 票でございます。

投票結果は以上でございます。

よって、音楽（一般）につきましては、発行者番号 27 番、発行者名称「教育芸術社」の教科用図書を選択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） 続きまして、音楽（器楽）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（白石雄一） ただいまから音楽（器楽）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（白石雄一） 音楽（器楽）の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

- 教育長（柿沼光夫） 音楽（器楽）の投票結果を発表いたします。

発行者番号 27 番、教育芸術社、5 票。

投票結果は以上でございます。

よって、音楽（器楽）につきましては、発行者番号 27 番、発行者名称「教育芸術社」の教科用図書を選択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） 続きまして、美術の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（白石雄一） ただいまから美術の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（白石雄一） 美術の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

- 教育長（柿沼光夫） 美術の投票結果を発表いたします。

発行者番号 9 番、開隆堂出版、3 票、発行者番号 38 番、光村図書出版、2 票。

投票結果は以上でございます。

よって、美術につきましては、発行者番号9番、発行者名称「開隆堂出版」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） 続きまして、保健体育の投票を行います。

投票用紙の交付をお願いします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（白石雄一） ただいまから保健体育の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（白石雄一） 保健体育の投票結果の発表をいたします。

柿沼教育長、お願いします。

- 教育長（柿沼光夫） 保健体育の投票結果を発表いたします。

発行者番号224番、G a k k e n、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、保健体育につきましては、発行者番号224番、発行者名称「G a k k e n」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） ありがとうございます。

続きまして、技術・家庭（技術分野）の投票を行います。

投票用紙を交付いたします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（白石雄一） ただいまから技術・家庭（技術分野）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（白石雄一） 技術・家庭（技術分野）の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

- 教育長（柿沼光夫） 技術・家庭（技術分野）の投票結果を発表いたします。

発行者番号9番、開隆堂出版、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、技術・家庭（技術分野）につきましては、発行者番号9番、発行者名称「開隆堂出版」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） ありがとうございます。

続きまして、技術・家庭（家庭分野）の投票を行います。

投票用紙の交付をお願いします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（白石雄一） ただいまから技術・家庭（家庭分野）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（白石雄一） 技術・家庭（家庭分野）の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

- 教育長（柿沼光夫） 技術・家庭（家庭分野）の投票結果を発表いたします。

発行者番号2番、東京書籍、2票、発行者番号9番、開隆堂出版、3票。

投票結果は以上でございます。

よって、技術・家庭（家庭分野）につきましては、発行者番号9番、発行者名称「開隆堂出版」の教科用図書を採択することに決定をいたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） ありがとうございます。

続きまして、外国語（英語）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

〔投票用紙の交付〕

- 教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

〔投票用紙への記入〕

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

〔投票箱への投票〕

- 教育総務課長（白石雄一） ただいまから外国語（英語）の開票作業を行います。

〔開票作業〕

- 教育総務課長（白石雄一） 外国語（英語）の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

- 教育長（柿沼光夫） 外国語（英語）の投票結果を発表いたします。

発行者番号9番、開隆堂出版、5票。

投票結果は以上でございます。

よって、外国語（英語）につきましては、発行者番号9番、発行者名称「開隆堂出版」の教科用図書を採択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） ありがとうございます。

続きまして、特別の教科（道徳）の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

[投票用紙の交付]

- 教育総務課長（白石雄一） 投票用紙に発行者名称を記入してください。

[投票用紙への記入]

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

[投票箱への投票]

- 教育総務課長（白石雄一） ただいまから特別の教科（道徳）の開票作業を行います。

[開票作業]

- 教育総務課長（白石雄一） 特別の教科（道徳）の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。

- 教育長（柿沼光夫） 特別の教科（道徳）の投票結果を発表いたします。

発行者番号 116 番、日本文教出版、5 票。

投票結果は以上でございます。

よって、特別の教科（道徳）につきましては、発行者番号 116 番、発行者名称「日本文教出版」の教科用図書を選択することに決定いたしました。

- 教育総務課長（白石雄一） ありがとうございます。

続きまして、特別支援、こくご・国語、算数・数学、せいかつ、おんがく・音楽、社会、理科、職業・家庭の投票を行います。

投票用紙の交付をいたします。

[投票用紙の交付]

- 教育総務課長（白石雄一） 投票用紙には教科名と発行者番号、発行者名称が記載されておりますので、記載欄に丸またはバツを記入してください。

[投票用紙への記入]

- 教育総務課長（白石雄一） それでは、投票をお願いします。

[投票箱への投票]

- 教育総務課長（白石雄一） ただいまから特別支援の開票作業を行います。

[開票作業]

- 教育総務課長（白石雄一） 特別支援の投票結果を発表します。

柿沼教育長、お願いします。 x

- 教育長（柿沼光夫） 特別支援の投票結果を発表いたします。

こくご・国語、発行者番号 2 番、発行者名称「東京書籍」、丸、5 票、バツ、ゼロ票。

さんすう・数学、発行者番号 17 番、発行者名称「教育出版」、丸、5 票、バツ、ゼロ票。

せいかつ、発行者番号 2 番、発行者名称「東京書籍」、丸、5 票、バツ、ゼロ票。

おんがく・音楽、発行者番号 2 番、発行者名称「東京書籍」、丸、5 票、バツ、ゼロ票。

社会、発行者番号 2 番、発行者名称「東京書籍」、丸、5 票、バツ、ゼロ票。

理科、発行者番号 2 番、発行者名称「東京書籍」、丸、5 票、バツ、ゼロ票。

職業・家庭、発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」、丸、5票、バツ、ゼロ票という結果は以上でございます。

よって、特別支援につきましては、こくご・国語、発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」、さんすう・数学、発行者番号17番、発行者名称「教育出版」、せいかつ、発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」、おんがく・音楽、発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」、社会、発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」、理科、発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」、職業・家庭、発行者番号2番、発行者名称「東京書籍」、以上の教科用図書を採択することに決定いたしました。

○教育総務課長（白石雄一） ありがとうございます。

以上をもちまして投票を終了いたします。

柿沼教育長、議事の進行、お願いします。

○教育長（柿沼光夫） 委員の皆さん、投票にご協力いただきまして、ありがとうございました。

また、内山委員長、松村副委員長におかれましては、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

ここで退席をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後2時24分 休 憩

午後2時25分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

長くなりましたので、ここで休憩といたします。再開は午後2時35分といたします。

午後2時25分 休 憩

午後2時35分 再 開

○教育長（柿沼光夫） それでは、再開いたします。

◎議案第43号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第43号を上程し、これを議題といたします。

議案書の6ページを御覧ください。議案第43号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第43号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を別紙のとおり改正することについて議決を求めるものでございます。

提案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） それでは、議案第 43 号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示についてご説明いたします。

議案書の 6 ページをお開きいただきたいと思います。あわせて、議案参考資料の 4 ページをお開きいただきたいと存じます。実費徴収に係る補足給付事業につきましては、給食費のうち副食費について一定の要件を満たす保護者に対し、月額 4,700 円を限度額として補助を行う事業でございます。今般、国の限度額が月額 4,800 円に改正されたことから、本市におきましても同様の改正を行うものでございます。あわせて、様式についても、所要の改正を行うものでございます。また、附則といたしまして、交付の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものでございます。

以上が議案第 43 号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示についての説明でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 43 号について質疑をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号 久喜市教育委員会実費徴収に係る補足給付事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第 44 号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第 44 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 8 ページを御覧ください。議案第 44 号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第 44 号 久喜市公共施設個別施設計画（学校施設編）の改訂についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市公共施設個別施設計画（学校施設編）を、別冊のとおり改訂することについて議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学校施設課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○学校施設課長（甲田栄二） それでは、議案第 44 号 久喜市公共施設個別施設計画（学校施設編）の改訂につきましてご説明申し上げます。

議案書の 8 ページを御覧ください。あわせて別冊の久喜市公共施設個別施設計画（学校施設編）の改訂案、議案参考資料の 7 ページ以降の新旧対照表を御覧ください。

このたびの改訂は、学校施設編の基となります本編の久喜市公共施設個別施設計画が令和6年3月に改定され、一部見直しされたことを受けまして改訂するものでございます。本編の改訂は、学校施設に係る理由につきましては見直し対象ではございませんが、令和3年3月に計画を策定して以降、今回の改訂までの間に決定したものなどの記載内容が時点修正されてございます。学校施設編におきましても、本編に倣い、記載内容の時点修正を主に改訂をするものでございます。

それでは、議案参考資料の新旧対照表により説明させていただきます。別冊の改訂案と併せて御覧ください。

議案参考資料7ページから9ページの上段を御覧ください。別冊、改訂案の7ページから8ページが該当ページとなります。ここでは、大項目2として、学校施設等の目指すべき姿について記載してございます。右側の欄にあるとおり、現計画では上位・関連計画について、それぞれ具体的な記載がされております。改訂案では34年間という計画期間において、個々の計画が時々に見直されていくものであることから具体的な記載をせず、本計画における学校施設の目指すべき姿を定める上で、踏まえるべき上位・関連計画として計画でお伝えする内容に見直すものでございます。

次に、議案参考資料9ページの中段以降を御覧ください。別冊、改訂案の21ページ、25ページ、27ページ、30ページが該当ページとなります。大項目3、学校施設の実態の3-2、学校施設の老朽化状況の実態、(3)、劣化状況の評価結果と3-3長寿命化による維持・更新コストの把握の本文中及び大項目4、学校施設整備の基本的な方針等の4-1、学校施設の規模・配置計画等の方針の本文中に旧江面第二小学校、旧菖蒲南中学校、旧菖蒲学校給食センター、旧鷲宮第1、第2学校給食センターに関する記載がございました。計画策定時点では、それぞれ統合や機能廃止の方針が決定されている段階でありましたことから、そのような記載内容となつてございますが、現在は既に統合や機能廃止がされていることから、時点修正として記載内容を見直すものでございます。

次に、議案参考資料10ページから14ページを御覧ください。別冊、改訂案の30ページから33ページ、42ページが該当ページとなります。大項目4、学校施設整備の基本的な方針の4-1、学校施設の規模・配置計画等の方針の中の表4-1、久喜市公共施設個別施設計画における学校施設の方向性及び大項目6、長寿命化の実施計画の6-2、長寿命化の実施計画の中の表6-1、計画期間における長寿命化の実施計画でございます。こちらは、教育委員会（令和6年1月定例会）及び市議会（令和6年2月定例会議）において、学校施設編の基となります本編の久喜市公共施設個別施設計画の改訂案が可決されており、その内容と同じでありますことから、個々の説明は割愛させていただきます。内容といたしましては、時点修正による見直しをしたものでございます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第44号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、3点ほど伺います。最初に30ページの表の4—1、学校施設の方向性ですが、これでは、例えば菖蒲地区を見た場合、菖蒲東小学校を除く4校については、機能、建物とも「検討」になっています。学校の適正配置という点から見れば理解はできるのですが、学校が避難所となっている現状から見た場合、仮に廃止となると、周囲の不安というのは大きいかと思えます。この教育と防災という性質の異なった問題について、今後どのように取り組んでいくのか、その考え方についてお聞かせ願えたらと思います。

2点目ですが、35ページの予防保全の考え方について伺います。学校施設の長寿命化計画に当たり、予防保全の考え方を取り入れ、その改修費用の平準化ですとか、トータルコストの低減に努めるという考え方はよく理解できます。しかし、10ページにあります市の財政の状況や現在の対応状況を見た場合、これまでの大規模改修よりもコストがかかる予防保全的な大規模改造を計画的に実施していくことが財政的にも厳しいような気がいたします。近年の人手不足ですとか物価高騰の中で、その実行性について再度ご認識を伺いたいと思います。

3つ目ですが、46ページの表の6—1に、この実施計画の中に、菖蒲南中学校は令和6年度に譲渡となっておりますが、この譲渡先が決まっているのかどうか伺いたいと思います。

以上3点、お願いします。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○学校施設課長（甲田栄二） 3点ご質問いただきました。まず、方向性の検討の件でございます。特に菖蒲地区の5校についてのご質問ですが、教育委員会といたしましては、学校施設としての利用を終えた後は財産処分で、普通財産のほうにいたしまして、その後はアセットマネジメント推進課が所管するアセットマネジメント推進本部会議において活用について検討され、方針が示されるという内容になってございます。現時点において、菖蒲地区について統合の動きというのは具体的にはないことから、今の時点で避難所についての話ではできる段階ではございませんので、その点ご了解をいただきたいと思えます。

35ページ、予防保全でございます。大規模改造事業ということで、これまで進めてきたわけでございますが、委員さんがおっしゃるとおり、久喜市の財政は厳しい状況が続いております。そういった中で工事費の高騰も近年続いておりまして、予算の確保も厳しい状況ではあるのですが、今後につきましては、大規模改造という今までのやり方から、場合によっては、個々の改修の必要性別に対応していくような、改修規模を見直すようなことも今後検討していかなくてはいけないのかなと思っております。

最後に、菖蒲南中学校でございますが、こちらにつきましては、売却先まではまだ決まっていない状況でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） そうしますと、最初の質問につきましては、教育委員会としては教育財産から、これを外すことを検討する、その後、防災に関連したことについては、これは市長部局の担当課のほうが中心となって検討していくという理解でよろしいでしょうか。

○学校施設課長（甲田栄二） おっしゃるとおりでございます。

○委員（渋谷克美） わかりました。それと、2つ目の予算的な問題ですけれども、この後、議案にも出てきますけれども、しずか館の解体工事費が倍以上になるような感じですか。ですから、こういった中で、本当にこれを実行性のある計画として進めるのは担当の方も大変かと思うのですけれども、なるべく現実的な形に即して実行性のあるものとしていただきたいということを、ぜひお願いしたいと思います。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 久喜市公共施設個別施設計画（学校施設編）の改訂につきましては、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第45号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第45号を上程し、これを議題といたします。

議案書の9ページを御覧ください。議案第45号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第45号 久喜市いじめの防止等のための基本的な方針の改訂についてにつきましては、提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市いじめの防止等のための基本的な方針を、別冊のとおり改訂することについて議決を求めるものでございます。

提案の内容につきましては、指導課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 令和6年3月に提出されたいじめ重大事態の調査報告書において、いじめの防止等のための基本的な方針の内容を見直し、より確実に実効性の高い方針となるよう提言されたことを受け、改訂案をお示しいたします。

別冊の改訂案及び議案参考資料15ページから31ページの新旧対照表を御覧ください。改訂の主なポイントとして3点です。改訂のポイント1点目は、いじめの防止等のために久喜市または久喜市教育委員会が実施する取組です。基本的な方針案4ページ、参考資料15ページから17ページとなります。いじめの対応における市や教育委員会の役割及び対応を整理いたしました。いじめアンケートを含む各種調査の結果等を分析・表示するシステムを構築すること、深刻ないじめ事案解決のための支援について、必要に応じ、指導主

事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理専門員を派遣し、学校を支援すること等について内容の一部修正、追記をいたしました。

改訂のポイント2点目は、学校におけるいじめ防止等に関する措置の内容の再整理です。基本的な方針案5ページから9ページ、参考資料17ページから27ページとなります。いじめの初期対応から解決に至るまで学校が行うべき対応と関係機関等の連携について内容を整理いたしました。

改訂のポイント3点目は、重大事態への対応です。基本的な方針案10ページから14ページ、参考資料28ページから29ページとなります。いじめの重大事態への対処に関して、文部科学省通知を反映し、重大事態発生時、調査開始時、調査終了時、再調査について久喜市教育委員会等を通じて文部科学省に報告する旨を追記いたしました。

以上が主な改訂の内容となります。ご議決いただいた後、市長決裁後、学校に本方針を示すとともにホームページ等で広く周知してまいります。ご審議のほうよろしく願います。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第45号について質疑をお受けいたします。

小野田委員。

○**委員（小野田真弓）** 3ページの「いじめ未然防止のための道德教育の充実」というところで、「久喜市版道德教育リーフレットを活用した」とありますが、久喜市版道德教育リーフレットとはどのようなものでしょうか。探しても見つからなかったもので教えてください。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 久喜市教育委員会で作成している道德のリーフレットがございますので、後ほどお渡しさせていただきます。

○**教育長（柿沼光夫）** ほかにございますでしょうか。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 2点ほどお伺いしたいと思います。9ページの上段にありますオの関係機関との連携の（ア）の所轄警察署との連携について伺います。文部科学省では2023年2月に犯罪行為に当たるいじめは直ちに警察に相談、通報するようという通知を出していると思いますが、暴力や脅迫、恐喝など重大ないじめがあった場合、警察に通報するタイミングについて指導課ではどのように考えているのかというのが1点です。

もう一点は、今のことに関連しまして、重大ないじめがあった場合は保護者や児童生徒には、まずは学校に相談してくださいということになると思いますが、この警察への通報等について保護者へはどのように周知されているのか、この2点について伺いたいと思います。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（飯野純子）** 2点ご質問をいただきました。警察に通報するタイミングについてでございます。今までは教育的な、生徒指導の範囲内で捉えて学校で対応してか

らという文言があり、そういったことで警察への通報のためらいがあったところではございますが、児童生徒の命や安全を守ることを最優先にということでためらわず、適宜、速やかに通報するというように考えております。こちらについては、学校からの相談、通報もございまして、保護者からの直接の警察への相談、通報ということもございます。

また、保護者に対しての周知ということもございますが、各学校においては、各学校のいじめ防止のための基本方針の中に「警察との連携」ということを明記するように教育委員会からお話しをしており、年度当初の懇談会等においては必ずいじめについての取組についてお話しするようにしておりますので、警察と連携を取るということは周知されてきつつあるのかなと思います。そういったことも含め、本基本方針にも明記した次第でございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） ためらわず警察に通報ということですが、この実績と申しますか、最近の件数、学校から警察に通報した件数あるいは保護者から直接警察に通報した件数、それから相談した件数等がもしお分かりになるようでしたら教えていただければと思います。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 数字的なものについては、こちらで全ては把握できておりませんが、実績ということでは、警察から相談を受けているといった情報提供があったりですとか、学校から連絡、相談があったりですとか、そういったケースはゼロではございません。昨年度もあったと聞いております。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 昨年度もあったとのことですが、これは件数的には1桁なのか、2桁なのか、そのぐらいはわかりますでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） こちらで聞いているのは1桁程度ではございますけれども、保護者から警察に連絡したケースについては、全てこちらで把握できるものではございませんので、その数字が正確かどうかは見えないところもございます。

また、久喜市いじめ問題対策連絡協議会ということで、例年、年2回行っており、そこには警察署の職員が委員として入っております、そこで連携を取っております。

学校から保護者に、警察に相談するようにお話した場合には、その旨、学校から警察に情報提供していただきたいというお話等もありますので、今後、警察と学校が、また教育委員会が密に連絡を取り合いながら進めていければと思っております。

○委員（渋谷克美） 分かりました。ありがとうございました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特になさいますので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第 45 号 久喜市いじめの防止等のための基本的な方針の改訂については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第 46 号及び教育長報告アからオにつきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2 時 5 7 分 休 憩

午後 2 時 5 7 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎議案第 4 6 号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第 46 号を上程し、これを議題といたします。

議案書の 10 ページを御覧ください。議案第 46 号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。

〔非公開案件につき省略、全員の賛成により原案どおり可決〕

○教育長（柿沼光夫） 以上をもちまして、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

日程第 4、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからエの 4 件でございます。

◎教育長報告 ア

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、令和 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）（案）に係る意見聴取についてでございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長（白石雄一） それでは、教育長報告ア、令和 6 年度久喜市一般会計補正予算（第 5 号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

このたびの補正予算（案）につきましては、久喜市議会令和 6 年 9 月定例会議に提案されるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育費に係る部分について 8 月 9 日付で、梅田市長から意見聴取の諮問があり、回答期限が同日となっておりますことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、補正予算（案）につきましてご説明させていただきます。お配りしております別冊資料の令和6年度久喜市一般会計補正予算（第5号）を御覧いただきたいと思っております。

初めに、今回の補正予算のうち職員給与費及び会計年度任用職員の給与費の補正についてでございますが、職員給与費につきましては4月の人事異動に伴う調整等によるもの、また会計年度任用職員給与費につきましては、4月以降の採用者がおおむね確定したことに伴いまして、人事課において実際の職員配置に合わせて再度見積りをした結果を反映したものでございまして、給料、報酬、職員手当、共済費等に増額もしくは減額の補正が生じるものでございます。こちらにつきましては、個別の説明は省略をさせていただきます。

それでは、補正予算（案）の内容につきまして、担当課長から説明を申し上げます。

初めに、教育総務課が所管する補正予算（案）でございます。

補正予算（案）の58、59ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、事業名8、児童生徒安全事業347万5,000円の増額で修繕料でございます。内容といたしましては、市内小・中学校の遊具につきまして、点検結果に基づきまして修繕が必要と指摘があったものにつきまして修繕を行うための費用でございます。

続きまして、64ページ、65ページをお開きください。10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費、事業名4、幼稚園管理事業96万8,000円の増額でございます。内訳でございますが、初めに10節需用費51万7,000円の増額でございます。内容といたしましては、建築基準法第12条の点検で指摘がありました中央幼稚園の外壁につきまして修繕を行うものでございます。

次に、14節工事請負費45万1,000円の増額でございます。内容といたしましては、建築基準法第12条の点検で指摘がありました栗橋幼稚園の非常用照明につきまして改修工事を行うものでございます。

続きまして、68ページ、69ページをお開きください。13款諸支出金、1項基金費、3目育英資金基金費、事業名1、育英資金基金積立事業2万7,000円の増額でございます。内容といたしましては、育英資金基金の運用によりまして利率が当初予算の想定よりも上昇しておりますことから、利子分の積立金を増額するものでございます。財源につきましては、全額財産収入の利子及び配当金を充当しております。

以上が教育総務課が所管する補正予算（案）の概要でございます。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○学校施設課長（甲田栄二） それでは、教育長報告アのうち学校施設課の所管部分につきましてご説明いたします。

初めに、歳入でございます。補正予算書（案）の16、17ページをお開きください。14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目教育費国庫負担金、1節教育総務費負担金、補正額

7,819万円の増額でございます。こちらは、鷺宮義務教育学校の増築工事の整備工事に対する国からの負担金の内定に伴い、補正するものでございます。

続きまして、18、19ページをお開きください。14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金、補正額111万9,000円の減額でございます。こちらは、鷺宮義務教育学校の屋内運動場の改修工事に対する国からの交付金の内定に伴い、補正するものでございます。

続きまして、2節小学校費補助金、補正額2,910万7,000円の増額でございます。こちらは、外壁改修工事と大規模改造工事に対する国からの交付金の内定に伴い、補正するものでございます。

続きまして、3節中学校費補助金、補正額7,379万5,000円の増額でございます。こちらにも、外壁改修工事と大規模改造工事に対する国からの交付金の内定に伴い、補正するものでございます。

次に、歳出でございます。補正予算書（案）の58、59ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、事業名12、（仮称）久喜市立鷺宮義務教育学校開校準備事業、補正額648万8,000円の増額でございます。内訳でございますが、12節委託料648万8,000円の増額でございます。内容といたしましては、拡張する敷地にテニスコートを整備する工事に係る設計業務及び校舎増築に伴う周辺地域の電波受信障害の調査業務を行うための委託料でございます。

なお、ページは戻りますが、6ページをお開きください。鷺宮義務教育学校のテニスコートの整備につきましては、工事の施工監理業務委託料として516万7,000円、工事費として8,577万3,000円を令和7年度分として債務負担行為の補正を計上してございます。

すみませんが、58、59ページに再度、お戻りいただきたいと思っております。10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、事業名2、小学校維持管理事業、補正額7,216万円の増額でございます。内訳でございますが、10節需用費4,200万円の増額、12節委託料916万円の増額、14節工事請負費2,100万円の増額でございます。内容といたしましては、需用費は各小学校からの緊急修繕要望に応えるための緊急修繕費用の増額でございます。委託料につきましては、太田小学校、清久小学校、久喜東小学校、久喜北小学校、菖蒲小学校、小林小学校、三箇小学校、栗橋西小学校の8校の屋上防水等改修工事に係る設計業務の委託料のうち前払い金と青葉小学校の放送設備改修工事に係る設計業務の委託料でございます。屋上防水等改修工事に係る設計業務については、令和6年度から令和7年度当初にかけて実施を予定してございまして、前金払いの請求がなかった場合は、令和7年度に繰り越さなくてはならないため、ページが飛んでしまっていますが、5ページにございますとおり、まとめて繰越明許費を設定してございます。また、残高につきましては、6、7ページにございますとおり、令和7年度分として債務負担行為の補正を計上してございます。

工事請負費につきましては、各小学校からの緊急修繕要望に応えるための緊急修繕工事費の増額でございます。

続きまして、3目学校建設費、事業名2、小学校大規模改造事業でございます。こちらは、予算の増減はございませんが、国庫支出金の減と地方債の減による財源内訳の補正となっております。

続きまして、10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、事業名2、中学校維持管理事業、補正額4,132万3,000円の増額でございます。内訳でございますが、10節需用費1,500万円の増額、12節委託料514万円の増額、14節工事請負費2,118万3,000円の増額でございます。内容といたしましては、需用費は各中学校からの緊急修繕要望に応えるための緊急修繕費用の増額でございます。委託料につきましては、久喜南中学校、久喜東中学校、菖蒲中学校、鷺宮中学校の4校の屋上防水等改修工事に係る設計業務の委託料のうちの前金払い分でございます。この設計業務も、小学校と同様に令和6年度から令和7年度当初にかけて実施を予定してございまして、前金払いの請求がなかった場合は、令和7年度に繰り越さなくてはならないため、5ページに繰越明許も計上してございます。また、残高につきましては、同様に6、7ページにございますとおり、令和7年度分として債務負担行為の補正を計上してございます。

工事請負費につきましては、久喜中学校理科室南側の排水ます交換工事のほか、各中学校からの緊急修繕要望に応えるための緊急修繕工事費の増額でございます。

続きまして、3目学校建設費、事業名1、中学校大規模改造事業でございます。こちらは、予算の増減はございませんが、国庫支出金の増と地方債の増による財源見込みの補正となっております。

続きまして、10款教育費、3項中学校費、3目学校建設費、事業名2、中学校屋内運動場空調設備整備事業、補正額4億7,813万円の増額でございます。内訳でございますが、12節委託料1,724万円の増額、14節工事請負費4億6,089万円の増額でございます。内容といたしましては、委託料は市内久喜中学校10校の屋内運動場の空調設備設置工事の施工管理を行うための業務委託料のうち前払い金の分でございます。工事請負費につきましても、市内10校の屋内運動場に空調設備を設置するための工事費のうちの前払い金分でございます。この施工監理業務委託工事は、令和6年度から令和7年度にかけて実施を予定してございまして、前金払いの請求がなかった場合は令和7年度に繰り越さなくてはならないため、5ページにございますとおり、繰越明許費を設定してございます。また、残高につきましては7、8ページにございますとおり、令和7年度分として債務負担行為の補正を計上してございます。

学校施設課からの説明は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 指導課所管分についてご説明いたします。

歳入でございます。予算書 20 ページを御覧ください。15 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金、4、部活動指導員活用事業補助金、補正額 131 万 5,000 円減でございます。補助金の交付内定を受け、交付申請金額を減額したことによるものです。

指導課分は以上です。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 続きまして、教育長報告アのうち生涯学習課分についてご説明をいたします。

お手元の一般会計補正予算書（案）、66 ページ、67 ページをお開き願います。10 款教育費、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、事業番号 11、いきいき活動センターしずか館解体事業 1 億 1,280 万 5,000 円の減額でございます。当初、令和 6 年度中に着手を予定しておりましたしずか館解体工事につきましては、令和 5 年度に実施いたしましたアスベスト含有調査結果により工事内容やスケジュール、発注方法等の見直しを行った結果、令和 7 年度からの工事着手となったことから、令和 6 年度における出来高払い分として予算措置をしていた工事請負費 1 億 1,330 万円の全額を減額するものでございます。また、当該工事の発注方法についてはプロポーザル方式による入札の執行を予定しており、評価項目の作成補助などを目的とした解体工事業者選定準備に係る業務支援が必要であることから、今回新たに 49 万 5,000 円を措置するものでございます。

次に、9 ページ、第 3 表、債務負担行為補正変更を御覧ください。当該工事におきましては、アスベスト処理費用などを含む工事請負費の増加から、限度額を 2 億 9,920 万円から 7 億 4,151 万円に増額変更するものでございます。

生涯学習課からは以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） 文化振興課長。

○参事兼文化振興課長（齋藤英行） 文化振興課所管分についてご説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。20 ページ、21 ページを御覧いただきたいと思っております。16 款財産収入、1 項財産運用収入、2 目利子及び配当金、1 節利子及び配当金、こちらの細節の 5、本多静六博士顕彰事業基金利子 4,000 円の増額でございます。こちらにつきましては、普通預金の金利が引き上げられたことによる増額となるものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。68 ページ、69 ページを御覧いただければと思っております。13 款諸支出金、1 項基金費、1 日本多静六博士顕彰事業基金費、事業名、本多静六博士顕彰事業基金積立事業でございます。先ほど歳入のほうで、金利が引き上げられたことによりまして 4,000 円を増額補正させていただきましたが、併せまして充当先であります、こちらの積立事業につきましても、4,000 円を増額とさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しましてご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、4点ほどお伺いいたします。まず初めに、61ページの小・中学校費のそれぞれ維持管理事業であります屋上防水改修工事設計業務委託料がありま
すけれども、これは小・中学校合わせて12校ありますが、この雨漏り等のある該当校は
これで全部となるのか、まだ残っている学校があるのかどうか1点目です。

2点目ですが、屋上防水改修工事は、債務負担行為で令和7年度までとありますが、こ
の工事完了はいつ頃を予定しているのでしょうか。

3点目です。61ページから63ページにあります中学校費の屋内運動場空調設備設置工
事について、これも債務負担行為で令和7年度までとなっていますが、この工事完了はい
つ頃を予定しているのでしょうか。

最後に、4点目ですが、しずか館の解体工事に関連しまして、67ページに一番上段に
解体工事業者選定準備支援業務委託料とあるのは、これは、多分プロポーザルのことだ
と思うのですが、アスベストがあったということで大幅な費用の増額となったわけです
けれども、これは最初の段階では想定されなかったのでしょうか。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○学校施設課長（甲田栄二） 小・中学校の屋上防水改修の設計業務委託料に関連して、12
校という話ですが、こちらにつきましては雨漏りがある学校を選定したということでは
なく、以前から問題となってございます、建築基準法第12条で屋上防水の劣化というご
指摘をいただいているところをピックアップしてございます。今現在、各学校で工事を進
めておりますが、外壁改修工事をやっております、その工事が終わったところから、12
条点検で要是正ということで指摘を受けている部分に手をつけていくということで考え
ております。工事の時期ですが、設計は来年度当初までということですが、できれば、
その設計が終わりましたら、すぐ工事に着手したいと考えておりますので、来年度以
降で対応していきたいと考えております。

次に、中学校の空調設備でございます。こちらは財源として緊急防災・減災事業債を活
用するわけですが、こちらが令和7年度までの地方債でございますので、令和7年度中に
工事を完成したいと考えております。ただいま設計業務を発注して、まだ業務履行期間中
でございます、それが終わってすぐ工事に着手したいということで今回補正を上げさ
せていただいています。そういった有益な財源でございますから、ほかの自治体も同じよ
うに駆け込みということでいろいろあると思います。なるべく早く発注したいというこ
とで考えておまして、設計業務の中で想定工期というのを出させていただくんですけ
れども、その設計業者さんの意見も聞きながら具体的な工期は設定するようになると思
います。いずれにしても令和7年度中には完成を目指したいと考えてございます。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） 最初の段階でアスベストの処理費用を想定しなかったのかと
いうご質問だったかと思えます。私どものほうでも、予算要求をする際に、県内他自治体

の同規模の工事を参考にいたしまして、アスベストの処理費用を算定はしたところですが、昨年度末、アスベストの含有調査を行いまして、その結果報告に基づいて内容を精査したところ、想定以上にアスベスト等含有がございましたことから、その確認、処理方法等の検討に当たって時間を要し、また、このような額になってしまったということでございます。

○教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

○委員（渋谷克美） まず、屋内運動場の空調設備ですが、これは令和7年度の暑くなる前に完了できるのか、あるいは7年度中にということで、もうそれが過ぎてからのこともあり得るのか。そこが多分保護者の方たちや利用されている方が一番気になる場所かと思いますが、その辺がどうなるのかというのが1点です。

それから、しずか館の関係ですが、これはアスベストを処理するのに、プロポーザルをやることによってかなり金額が、あるいは、その工事のやり方が変わってくるということがあるのでしょうか。

その2点についてお聞きします。

○教育長（柿沼光夫） 学校施設課長。

○学校施設課長（甲田栄二） 理想は、なるべく早く設置して、暑い時期に間に合わせたいという希望はあるのですが、なかなか空調機器ですとか、あとは大阪万博の関係で一部部材が入りにくくなっているなど、様々な事情があります。なるべく急ぎたいと思いますけれども、今の感触としては、次の暑い時期に間に合わせるということは厳しいのかなという状況です。ただ、これは設計業者さんの意見とか、市場の動きだとかを見ながら、なるべく早くできるようにということは念頭に置きながら検討を進めていきたいと思っております。

○教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小林幸司） アスベストの処理方法につきましては法定で決められている処理方法がございますので、プロポーザルだからといって処理方法、工程が短くなるということではなくて、全体の工事、約2年間かけて行いますので、その全体の工事の中でできるだけ早く終わらせられるように、プロポーザルをさせていただくというようにご理解をいただければと思います。

○委員（渋谷克美） はい、分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありますので、質問を打ち切りたいと思います。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。
教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

◎教育長報告 ウ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、ウ、久喜市中学校地域クラブ活動指導者の委嘱についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

[非公開案件につき省略]

○教育長（柿沼光夫） 次の教育長報告エにつきましては、教職員人事に関する案件でありますことから、部長、副部長、教育総務課長及び所管の所属長を除く事務局職員につきましては、一時退出をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 7 分 休 憩

午後 3 時 2 8 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） それでは、エ、久喜市立小・中学校県費負担教職員の人事に関する内申についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

[非公開案件につき省略]

○教育長（柿沼光夫） 事務局職員の入室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 2 9 分 休 憩

午後 3 時 3 0 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 オ

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、オ、使用許諾契約の締結について（統合型校務ネットワークライセンス）の報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。
指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） 教育長追加報告を御覧ください。本契約の締結は、議会の議決に付すべき契約以外の契約の報告に関する条例第2条に規定する契約の締結に該当することから、議会に報告するものです。契約の名称は、久喜市統合型校務ネットワークに係るライセンス使用許諾でございます。

契約の目的は、次世代の統合型校務ネットワークの公開によりデータの適正管理及び利活用を推進し、教育環境の充実を図るものでございます。

契約の金額は、総額で1億5,044万5,680円、契約の方法は、随意契約、契約の相手方は、D d r i v e株式会社でございます。これらの導入により、強固なセキュリティーを保持したまま、より質の高い教育の提供をすることが可能となります。また、業務効率化の観点から働き方改革を進めていくこととなります。

報告は以上でございます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） 2点ほど伺います。これは、随意契約ということですがけれども、競争入札に適さない理由はなんでしょうか。それから、このD d r i v e株式会社の導入実績というのはどの程度なのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 指導課長。

○参事兼指導課長（飯野純子） まず、随意契約についてですが、こちらのD d r i v eでしか、この事業は担保できないということがありましたので、こちらにお願いすることになりました。導入実績については数値的なものが今手元にはないのですが、県内や、また他県でもD d r i v eさんと契約を結んでいたということを知っておりますので、決して問題がある会社ではないと捉えております。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、質問を打ち切ります。

これをもちまして会議の非公開を解きます。

〔非公開を解く〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後3時32分 休 憩

午後3時32分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上で教育長報告を終了いたします。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他、次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局より説明いたします。

教育総務課長。

- 教育総務課長（白石雄一） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

次回は、令和6年9月20日金曜日午後1時30分から、会場は鷺宮行政センター3階
庁議室1・2で開催することをご提案申し上げます。

以上です。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は9月20日金曜日、時間は午後1時30
分から、会場は鷺宮行政センター3階庁議室1・2とさせていただきます。詳細は、追
って事務局からお知らせいたします。

午後3時33分

◎閉議、閉会

- 教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和6年8月定例会を閉議、閉
会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和6年9月20日

教育長 柿 沼 光 夫

委員 諸 橋 美津子

委員 山 中 大 吾